

別添

既存病床数調査票(病院) 記入要領

○ 調査票の記入は、令和 7 年 9 月 30 日 24 時現在とする。

1 許可病床数

以下の事項に留意の上、調査票の区分に応じて、病床数を記入すること。

(1) 「開設許可病床数」

医療法第 7 条第 1 項の規定により開設許可を受けている病床数（同条第 2 項の規定により病床数の変更の許可を受けている場合は、当該病床数）を、調査票の区分に応じて記入すること。
※なお、移転新築等の場合であって、新規施設に係る開設許可は受けたが、当該施設の使用許可がおりていない場合は、現在使用中の施設に係る開設許可病床数を記入するとともに、その下に新規の開設許可病床数を（ ）書きで記入すること。

(2) 「使用許可病床数」

医療法第 27 条の規定により使用許可を受けている病床数を、調査票の区分に応じて記入すること。

2 特定の者の診療を行う病院の病床数及び当該病床の利用者数

(1) 労災病院：独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被った者のみの診療を行うもの

ア 該当病院

中部労災病院、旭労災病院

イ「うち本来の利用者の数」

業務上の災害を被った労働者である入院患者数を記入すること。

(2) 職域病院：特定の事務所もしくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院

ア 該当病院

国家公務員共済組合連合会東海病院、名古屋セントラル病院、国家公務員共済組合連合会名城病院、中日病院、名鉄病院、ブラザー記念病院、トヨタ記念病院

イ「うち本来の利用者の数」

特定の事務所もしくは事業所の従業員及びその家族である入院患者数を記入すること。

(3) 社会福祉施設もしくは病院に設置されている社会福祉施設であって、当該社会福祉施設に入所する者のみの診療を行う病床を持つ病院（医療型障害児入所施設・療養介護施設）

ア 該当病院

名古屋市重症心身障害児者施設〔ティンクルなごや〕、愛知県青い鳥医療療育センター、独立行政法人国立病院機構東名古屋病院、一宮医療療育センター、愛知県医療療育総合センター中央病院、愛知県三河青い鳥医療療育センター、独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター、信愛医療療育センター、重症心身障害児者施設〔にじいろのいえ〕

イ「開設許可病床数」

医療型障害児入所施設・療養介護施設に係る病床部分について記入すること。

ウ「うち本来の利用者の数」

当該施設の入所者である入院患者数を記入すること。

- (4) ナスバ委託病床：自動車が関係する交通事故により脳を損傷し、重度の後遺障害（遷延性意識障害）を負った方を対象に、適切な治療と看護を行う療養センターに準じた専門的治療・看護を行うナスバ病床を、既存の病院に委託しているもの

ア 該当病院

藤田医科大学病院

イ「開設許可病床数」

ナスバ委託病床に係る病床部分について記入すること。

ウ「うち本来の利用者の数」

当該施設の入所者である入院患者数を記入すること。

3 放射線治療病室の病床数

開設許可を受けている放射線治療病室の病床数を記入すること。

「放射線治療病室」とは、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（医療法施行規則第 30 条の 12 に定める基準に適合するもの）をいう。

4 医療観察法に基づく指定入院医療機関である病院の病床数

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院が、同法により指定を受けた病床について記入をすること。

○ 該当病院

独立行政法人国立病院機構東尾張病院、愛知県精神医療センター

（本調査に関する問合せ先）

愛知県 保健医療局 健康医務部 医療計画課 医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン） ファックス 052-953-6367